

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 委託要項

平成27年1月14日
平成29年2月8日一部改訂
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

文部科学省において、平成24年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」により、公立の小・中学校の通常の学級においては、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒が6.5%（推定値）程度の割合で在籍していることが明らかになっている。

同時に、これらの児童生徒以外にも、何らかの困難を示していると教員が捉えている児童生徒がいることが示唆されており、教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性がある。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会）において、「すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。」と指摘されている。また、「インクルーシブ教育システム構築のためには、特に小・中学校における教育内容・方法を改善していく必要がある。（中略）教育方法の改善としては、障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も、さらには、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある児童生徒にも、効果的な指導の在り方を検討していく必要がある。」と指摘されている。これらの指摘を踏まえ、校長自らが特別支援教育に関する認識を深め、校長のリーダーシップの下、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営に取り組む必要があり、通常の学級において授業を担当する教員においても、教科ごとに学習上つまづくポイントを意識した指導に取り組むことが必要である。

また、特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響は大きく、特に発達障害に関する通級による指導の効果は多くの教員に認識されている。さらに、学校教育法施行規則等の一部改正（平成28年12月公布）により、平成30年4月から高等学校においても通級による指導が制度化されることとなっている。そのため、発達障害のある児童生徒に対するより良い指導に向け、通級による指導担当教員等の専門性の更なる充実に向けた取組が求められている。

一方、各学校段階において行われてきた児童生徒への指導・支援の経過を共有し、進学先等における児童生徒の特性や障害の程度に対するより良い理解につなげることが重要であるとともに、各学校段階のライフステージに応じた切れ目ない「縦の連携支援」に加え、学齢期等における日々の生活を支えるための教育と保健、医療、福祉等との「横の連携支援」の体制を構築していくことが重要である。

これらを踏まえ、発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援の充実を図るため、本事業において、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営の在り方及び発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導方法の研究を行うとともに、通級による指導担当教員等の専門性の向上のための研究を行う。また、発達障害の可能性のある児

童生徒等に対する一貫した支援体制の整備を目指し、各学校段階の移行期における引継ぎ手法及び福祉関係機関等と連携した情報共有方法等の研究を行う。

2. 委託事業の内容及び期間

委託を受けた団体等は、以下の内容を所定の期間に実施すること。

- (1) 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
 - ①特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業
(平成29年度～平成31年度のうち最大2年間)
 - ②発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業
(平成29年度～平成31年度のうち最大2年間)
 - ③通級による指導担当教員等専門性充実事業
(平成28年度～平成30年度のうち最大2年間)
- (2) 発達障害の可能性のある児童生徒に対する連携支援事業
 - ①系統性のある支援研究事業
(平成27年度～平成29年度のうち最大2年間)
 - ②放課後等福祉連携支援事業
(平成28年度～平成30年度のうち最大2年間)

3. 事業の委託先

文部科学省は、事業の実施を以下の団体等に委託する。

- (1) 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
 - ①特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業
 - ・都道府県・指定都市教育委員会
(都道府県教育委員会は、域内の市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。)
 - ・市町村教育委員会
 - ・附属学校を設置する国立大学法人
 - ・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校を設置する学校法人
 - ②発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業
 - ・都道府県・指定都市教育委員会
(都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。)
 - ・市町村教育委員会
 - ・附属学校を設置する国立大学法人
 - ・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校を設置する学校法人
 - ・教職課程を有する大学の設置者
 - ③通級による指導担当教員等専門性充実事業
 - ・都道府県・指定都市教育委員会
(都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。)
 - ・市町村教育委員会

(2) 発達障害の可能性のある児童生徒に対する連携支援事業

①系統性のある支援研究事業

- ・都道府県・指定都市教育委員会

(都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。)

- ・市町村教育委員会

②放課後等福祉連携支援事業

- ・都道府県・指定都市教育委員会

(都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。)

- ・市町村教育委員会

4. 委託期間

本事業の委託期間は、原則として委託を受けた日から当該年度末(当該年度末が土・日曜日、祝日の場合はその直近の平日とする。)までとする。ただし、事業の実績、予算の状況等を勘案し、本事業における実績及び翌年度以降の事業実施計画書を基に審査を行い、委託を継続することが妥当と判断した場合、指定の期間において、引き続き契約を締結することができる。

5. 委託手続

(1) 委託を受けようとする都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会、国立大学法人、学校法人、教職課程を有する大学の設置者は、2. に示した事業内容ごとに事業実施計画書を文部科学省に提出すること。

(2) 文部科学省は、上記により提出された事業実施計画書の内容を審査し、適切であると認めた場合、都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会、国立大学法人、学校法人、教職課程を有する大学の設置者に対し事業を委託する。

6. 委託経費

(1) 文部科学省は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費(賃金、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、図書購入費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費)を委託費として支出する。

(2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、受託団体の請求により支払うものとする。ただし、受託団体が事業の完了前に必要な経費の支払を受けようとし、文部科学省が必要であると認めるときは、委託契約額の全部又は一部を概算払するものとする。

(3) 受託団体は契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。

(4) 受託団体は契約締結後、事業の実施過程において、事業実施計画書について変更する必要があるときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、経費区分間の流用で経費区分間で増減する額が委託費の総額の20%を超えない場合については、この限りではない。

(5) 受託団体は、委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。

(6) 文部科学省は、受託団体が当該委託要項、委託契約書又は委託事業事務処理要

領に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めるときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することが事業を実施する上で合理的であると文部科学省が認めるものについては、再委託することができる。ただし、本事業の全部を再委託することはできない。

8. 事業完了（廃止等）及び成果の報告

受託団体は、本事業が完了したとき、廃止又は中止（以下「廃止等」という。）の承認を受けたときは、完了又は廃止等の承認を受けた日から10日を経過した日、又は当該年度末（当該年度末が土・日曜日、祝日の場合はその直近の平日とする。）のいずれか早い日までに、委託事業完了（廃止等）報告書を作成し、文部科学省に提出しなければならない。

また、支出を証する書類の写並びに事業で得られた成果を取りまとめた成果報告書については、文部科学省が指定する期日までに提出するものとする。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8により提出された委託事業完了（廃止等）報告書について、検査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、受託団体に対して通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文部科学省は、受託団体による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、事業の推進に資するため、受託団体の担当者及び指定校の代表者等による連絡協議会を開催する。
- (4) 文部科学省は、必要に応じ、この実施事業及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (5) 本事業の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）については、原則として文部科学省に帰属させるものとする。ただし、これに拠らない場合は、別途文部科学省と協議すること。
- (6) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については別に定める。